

商標登録出願の動向及び昨今の商標行政について

The Trend of Trademark Applications and The Recent Topics about Trademarks

特許庁 審査業務部商標課商標課長

高野 和行

昭和 62 年特許庁入庁、平成 31 年 4 月商標課商標審査基準室長、令和元年 10 月から現職。

1 増加する商標登録出願

日本国内の商標登録出願は近年増加の一途をたどっているところ、本稿では日本の商標登録出願の動向、出願増加に伴い延伸している審査期間及び審査期間の短縮に向けた特許庁の取り組みについて紹介する。

(1) 商標登録出願件数

近年、日本における商標登録出願の件数は大幅な増加傾向にある。2019 年は 190,773 件の出願があったが、これは 2014 年の出願（124,442 件）の約 1.5 倍に当たる。

(2) 商標登録出願の傾向

出願増加の傾向として、個人及び中小企業による出願の増加、IT やサービス分野の出願の増加及び外国からの出願の増加が挙げられる。

日本国内の商標登録出願の約 7 割は個人及び中小企業によるもので、その件数も 2014 年以降増加している。日本国内の特許出願の 8 割以上が大企業によってされていることと比較すると、商標制度は業種、業界、会社規模を問わず幅広く利用されているといえる。

次に産業分野別について見ると、概ね全体的に出願(区分数)件数が増加しており、その中でもサービスに関する分野及び IT 関連を含む機械分野の出願(区分数)が顕著に増加している。これは、インターネット技術の発展によるオンライン上での新しいビジネスが生まれてお

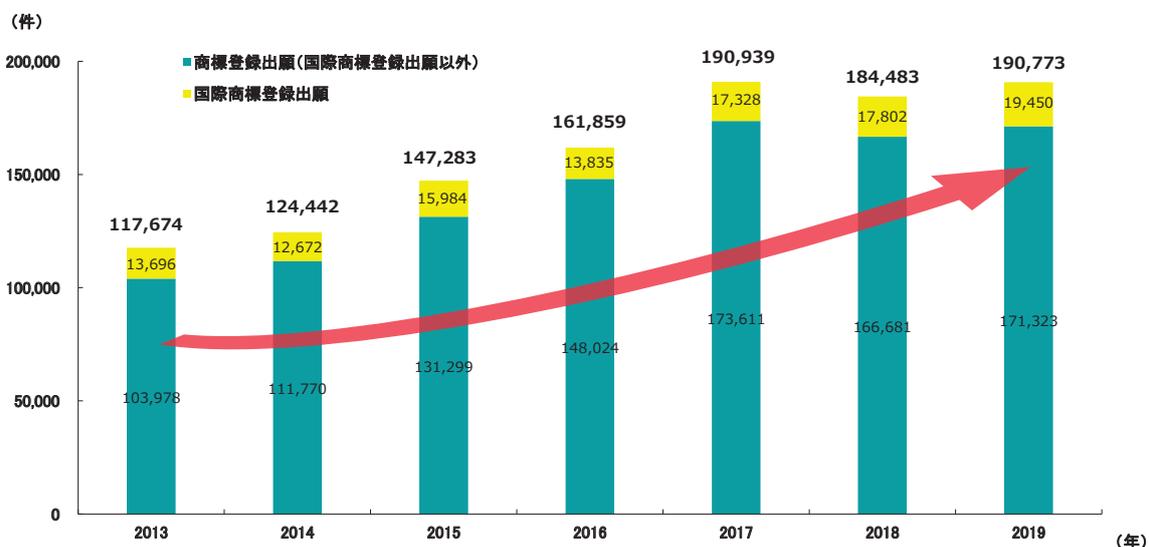


図1 商標登録出願件数の推移

り、こうしたビジネスに使用する商標のニーズが高まっていることが要因の一つとして考えられる。

例えば、ひとくちにIT関連といっても、スマートフォンやそのソフトウェアといった商品は「商品・サービス国際分類表」の第9類、電気通信のサービスは第38類、オンラインゲームのサービスは第41類、電子計算機用プログラムの設計やウェブサイトの作成のサービスは第42類と多岐に渡る。そのため、ビジネス展開に応じて、これら関連分野において積極的に商標登録が図られていると推測される。

加えて、外国人からの出願も増加している。2015年は約3万件程度だった外国人からの出願が、2019年には約4万件と約3割増加している。

この増加内訳を見ると、中国人からの出願が2015年以降急増しており、2015年の約2,600件から2019年の約12,000件まで、約5倍の増加となっている。

中国人からの出願急増は米国や欧州等でも同様の状況となっている。この要因として、中国国内の商標登録出願件数は約784万件（区分数）と他国を圧倒した世界第一位の出願大国となっており、中国国内において商標に対する権利化意識は相当高まっていること、昨今中国企業も広く海外進出をしており、自社のブランドを海外でも保護する必要性が高まっていることなどが挙げられる。

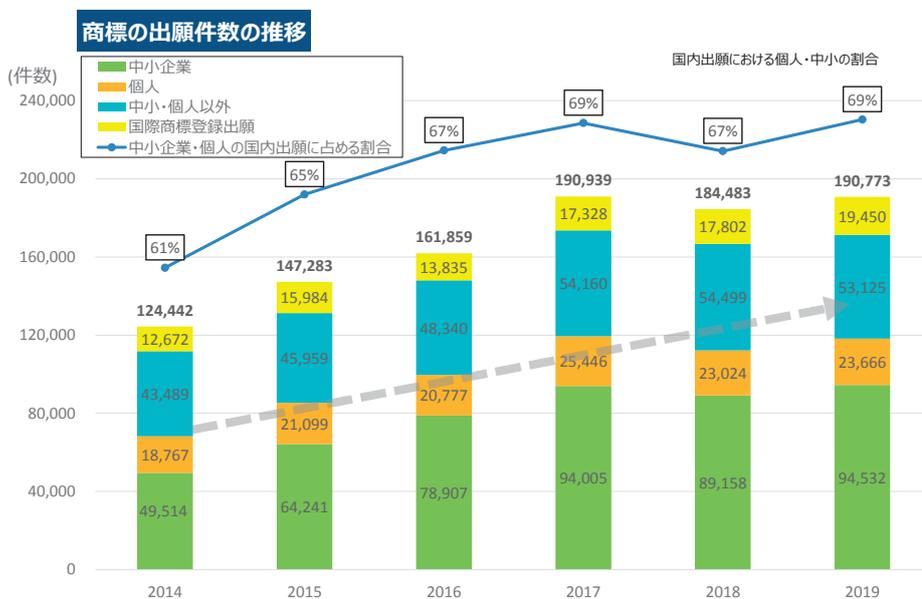


図2 商標登録出願における中小企業比率

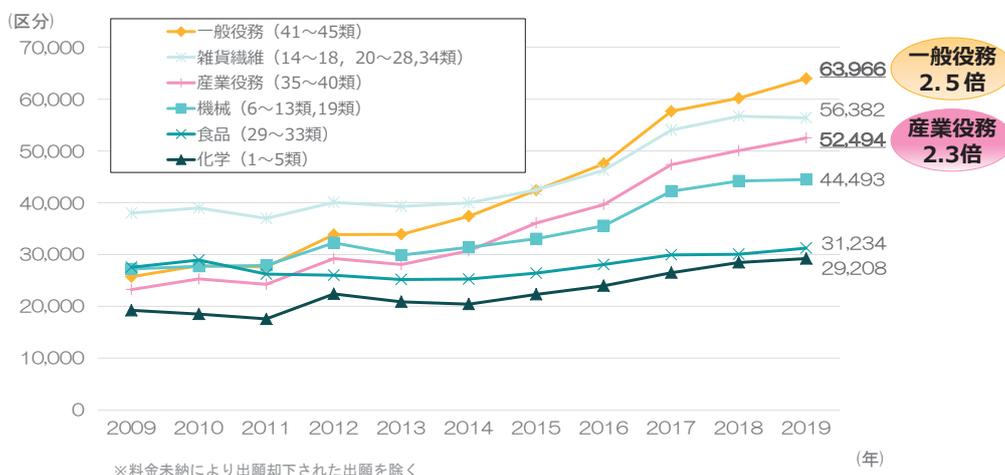


図3 産業分野別出願区分数の推移

外国人商標出願件数の推移

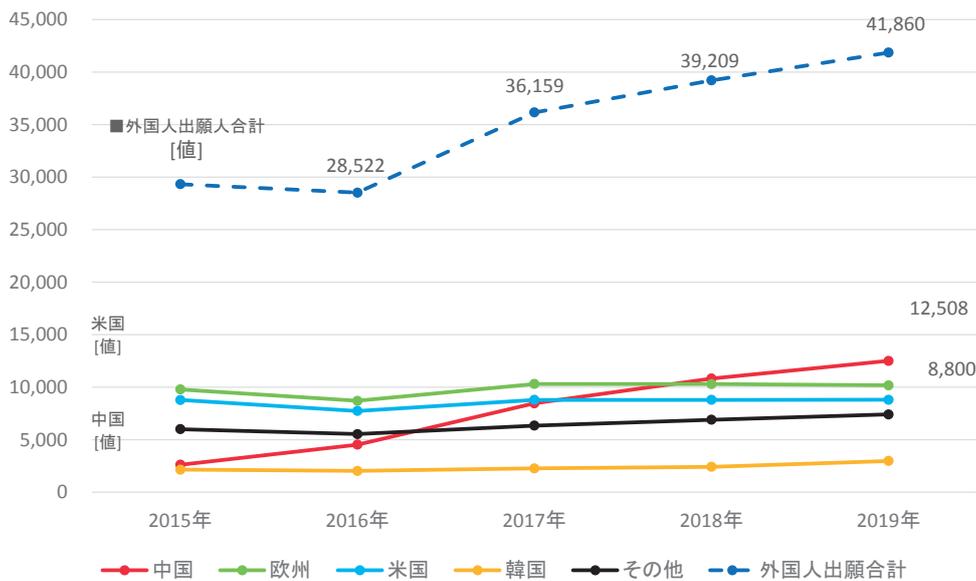


図4 外国人からの出願件数推移

2 延伸する審査期間

(1) 現在の審査期間

①で述べたとおり、昨今の出願増加の影響により、現在、審査期間は延伸している。近年の出願増加に対して、これを審査する審査官は微減しているものの（2014年142人から2019年は140人）、効率化を進める等して、全体の審査処理は、2015年の約12万件から2019年の約14万件まで約1.2倍処理件数を増加させている。それでも、昨今の出願増加をカバーするには至らず、結果として、ここ数年は商標登録出願数が審査処理件数を大きく上回る状況が続いており、審査期間が延伸している状況にある。

そのため、2014年度は出願から最初の審査結果を送付するまでの期間（FA期間：First Action Pendency）は4.1ヶ月だったが、その後の出願増加の影響により、2019年度のFA期間は9.9ヶ月まで延伸している。

同様に、出願から権利化までの期間（TP期間：Total Pendency）についても、2014年度に6.0ヶ月だったが、2019年度のTP期間は10.9ヶ月となっている。

(2) 今後の見通し

特許庁としても審査期間を短縮すべく、2023年3月に平均TP期間を8ヶ月、FA期間を6.5ヶ月とする

ことを政府目標¹として設定している。

現在、同目標達成に向けて必要な施策（③参照）を講じており、審査期間について、2020年度中は延伸する見通しがあるものの、その後は各種施策の効果が発現することにより、2021年以降、審査期間は徐々に短縮され、2023年3月には平均FA期間を6.5ヶ月まで短縮すべく特許庁一丸となって取り組んでいる。

3 審査期間の短縮に向けた取り組み

特許庁では、審査処理件数の増加及び審査期間の短縮に向けて以下の取組を実施している。

(1) ファストトラック審査²

商標の審査官は、商標の審査に加え、指定商品又は指定役務の表示の審査も実施している。登録商標の範囲は願書に記載された商標及び指定商品又は指定役務に基づいて定められるため、商標の審査と同様に指定商品又は指定役務の審査も重要となる。

他方で、不明確な指定商品又は指定役務の表示の審査

1 成長戦略2019（2019年6月21日閣議決定）及び知的財産推進計画2019（2019年6月21日知的財産戦略本部決定）

2 ファストトラック審査
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

に係る負担も大きいことから、特許庁としては、明確な指定商品又は指定役務の表示に基づいた出願を増加させることで、指定商品又は指定役務に係る審査負担を軽減させるべく、2018年10月から「ファストトラック審査」の試行を開始している。

同制度は、明確な指定商品又は指定役務の表示に基づいた出願に対するインセンティブを与えるべく、通常の出願よりも早期に最初の審査結果を通知することとしている。こうしたインセンティブを提供することにより、不明確な指定商品又は指定役務の表示による出願の減少、指定商品又は指定役務の審査に係る審査負担の軽減を図っている。

同制度の対象は、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」及び「商標法施行規則別表」に掲載されている商品又は役務のみを指定した出願であり、これらに掲載されていない商品又は役務を含むものは対象外となる。

同制度のインセンティブである“通常の出願よりも早く最初の審査結果を通知する”ことについて、同制度導入時は通常の出願よりも2ヶ月早く最初の審査を実施する運用としていたが、2020年2月以降の出願から、“出願から約6ヶ月で最初の審査結果を通知する”運用に変更した。

同制度を利用するにあたり、追加の申請や手数料は不要であり、条件を満たしている出願は特許庁で自動的に選別され、ファストトラック審査の対象となる。既に国内出願の30%を超える出願が対象となっており、早期の審査を望むユーザーの要望に応えるとともに、審査負担の少ない出願増加による審査迅速化を図っている。

(2) 商標における民間調査者の活用可能性実証事業

特許庁では、2019年度から、商標に関するより高度で詳細な調査を民間調査者に実施させ、その調査結果を商標審査に活用する実証事業を行っている。現在当該事業は一般財団法人日本特許情報機構が実施しており、同機構が調査者（弁理士資格を有する者等）を採用し、商標に関する調査を実施させ、その結果を調査報告書として特許庁に納品する。

審査官は、当該調査報告書を利用して審査を進めることで、通常審査で要していた調査時間を一定程度削減することが可能となり、同じ時間でより多くの出願の審

査が可能となる。

当該事業は3年間の実証事業として取り組んでおり、同事業を通じて、この種の調査事業の課題や調査者の育成方法等に関する検討を行い、2022年度以降の事業化の可能性及び有効性について検証を進めている。

(3) 任期付職員（商標審査官補）の採用

上記の審査効率化の取組に加え、特許庁では審査体制の強化についても取り組んでいる。

2020年4月に、特許庁は商標審査官としては初となる任期付職員（商標審査官補）10名を採用した。

任期付職員は特許庁入庁後、産業財産権関連法令、商標審査基準等に関する各種研修を受講する。その後、指導審査官による指導の下で実際の審査実務を経験する。2年間に及ぶ研修や指導を通じて、商標審査に必要な知識や実務能力を身に付けた後、一人の審査官として、自らの責任の下で商標審査に従事する。

4 昨今の商標制度に関する最近のトピック

(1) 立体商標制度の見直し（店舗の外観・内装の保護）

近年、企業が店舗の外観又は内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品を販売する事例が増えている。こうした実情を踏まえ、不正競争防止法の事件において店舗の外観又は内装の保護を認める裁判所の判断がなされ³、意匠法においては、建築物や内装のデザインが保護対象として追加された⁴。

一方で、商標法においては、店舗の外観又は内装は、立体的形状（立体商標）として保護の対象となり得たが、その保護が必ずしも十分とはいえなかった。

そのため、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会における議論を踏まえ、店舗の外観又は内装について立体商標として出願する際に、必要に応じて願書への「商標の詳細な説明」の記載を可能とする、願書に商標を記載する際に標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を可能とする等の立体商標制度の見直しを行った。

3 コメダ珈琲店事件（東京地方裁判所 平成27年（ヨ）第22042号）

4 特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）

なお、今回の見直しは、店舗の外観又は内装を含めた立体商標を適切に保護するために願書への記載方法等を見直したものであり、いわゆる「トレードドレス」を新しいタイプの商標として保護する制度を導入したのではない。

(2) 地域団体商標の普及

地域ブランドを保護する地域団体商標は 2006 年の制度導入以後、多数の地域ブランドが出願、登録され、2020 年 5 月末日現在で 681 件が登録されている。特許庁としても地域団体商標として登録された地域ブランドを支援すべく、以下の施策を実施している。

① 地域団体商標マークの策定

地域団体商標として登録された産品であることを分かりやすくアピールする手段として、地域団体商標マークを策定し（登録商標第 6036291 号、登録商標第

6036292 号）、地域団体商標の使用者に対して同マークの使用を許諾している。同マークは地域団体商標に登録されていない産品には使用できないため、特許庁が策定・管理する同マークの有無により、他の商品との差別化につながっており、これまでに 186 の権利者団体から同マークの使用申請がなされ、広く使用されている。

② 地域ブランド総選挙の実施

地域団体商標制度の普及啓発のため、地域団体商標の権利者及び生産者等が地元の学生と協力して、地域団体商標の産品の魅力について SNS で発信するとともに、今後のビジネス展開や PR 方法等について発表するコンテストを 2017 年から実施している。同コンテストを通じて、地域団体商標制度の普及に加え、地域団体商標として登録されている産品の認知度向上による需要増加、地域の若者を中心とした地域ブランドの再評価につながることを期待される。



図5 地域団体商標マークとその使用例



図6 「東北地域ブランド総選挙」決勝戦の集合写真（2019 年度）

5 審査に関する最近のトピック

(1) AI 技術の活用に関する現場実証（イメージサーチシステム）

日本の商標制度は先願主義を採用しており、かつ、相対的拒絶理由の審査を職権で行っているため、審査官は商標の審査プロセスにおいて、必ず先行商標の検索を実施している。現在、図形商標の検索に際しては、日本で独自に細分化したウィーン図形分類を用いて検索しているが、従来の検索方法に加えて、AI 技術等を活用したイメージサーチシステムを利用することで、図形審査の品質向上が期待されている。2020 年現在、アジャイル型開発手法によって開発されたイメージサーチシステムによる現場実証を進めている。

(2) テレワークの実施

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、日本においても 2020 年 4 月から 5 月にかけて緊急事態宣言が発出された。人と人との接触の 8 割削減が掲げられ、特許庁の審査官においても原則テレワーク勤務とすることが求められた。

しかしながら、前述のとおり審査期間が延伸傾向にある中で、審査を停滞させることはできず、可能な限り審査効率を落とさずに、審査業務をテレワークで実施することが喫緊の課題となっていた。

特許庁では、イメージサーチシステムと同じく、アジャイル型開発手法によりテレワーク支援システムを導入しており、同システムを活用し、可能な範囲での審査業務のテレワーク化を実行した。その結果として、審査処理の著しい停滞を招くまでには至らなかった。緊急事態宣言が解除された以降も、引き続きテレワーク審査を促進すべく、テレワーク支援システムの更なる開発を進めている。

6 終わりに

審査期間の短縮については多方面から要望をいただいているところであり、特許庁としても早期の審査期間短縮に向けて取組を進めている。また、審査の速度のみならず、審査の質の面においてもユーザー満足度の高いサービスの提供に取り組んでいく。

